

便利で暮らしやすく  
100年先も持続的に発展できるまち  
ネットワーク型コンパクトシティ  
の実現に向けて

～医療・福祉，子育て支援，教育，商業，金融施設など  
まちの生活を支える施設の整備をお考えの皆様へ～



立地適正化計画に基づく支援制度のご案内  
(都市機能誘導施設立地促進補助金)

宇都宮市

市では、都市再生特別措置法（平成 26 年 8 月改正）に基づき、「宇都宮市立地適正化計画」（平成 29 年 3 月 31 日公表）を策定しました。

立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域に、医療・福祉、子育て支援、商業等の誘導施設を維持・確保するための補助制度を設けておりますのでご活用ください。

## 1. 都市機能誘導施設立地促進補助金の概要

### ○補助対象者

都市機能誘導区域内において対象施設（建物）を新築又は増築、改築、大規模改修<sup>※1</sup>または取得し、自ら運営して事業を行う事業者

【その他の交付条件】

- ・市税を滞納していないこと
- ・補助金の交付の決定日から 10 年以上、対象施設を運営して事業を行うこと

### ○補助率・限度額

補助率：施設整備費（建物）の 10%

限度額：1 億円（都市機能誘導区域<sup>※2</sup>）、3 億円（高次都市機能誘導区域<sup>※3</sup>）

### ○その他

各都市機能誘導区域における誘導施設<sup>※4</sup>の立地状況により、補助対象となる施設が異なります。なお、対象施設の一覧については、以下のとおりです。

- ※1 建築基準法上の大規模の修繕又は模様替え（主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上の過半（1/2 超）にわたる修繕又は模様替え）  
 ※2 医療・福祉、商業施設等の誘導・充実により、これらの生活サービスの効率的で持続的な提供を図る区域  
 ※3 都市機能誘導区域のうち、高次で多様な都市機能を集積する区域（中心部）  
 ※4 都市機能誘導区域に立地誘導すべき施設（医療・福祉、商業等の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設）

## 2. 対象施設・区域

区分	対象施設	対象区域
高次都市機能	1 病院（専門医療）	高次都市機能誘導区域（周辺に同種施設が立地していない場合に限る）
	2 大規模商業施設（店舗面積 10,000 m <sup>2</sup> 超）	
	3 大学	
	4 専修学校	
身近な都市機能	5 病院	都市機能誘導区域のうち、同種施設が立地していない又は 1 施設のみ立地している区域 ※スーパー・ドラッグストアについては、高次都市機能誘導区域においても対象
	6 診療所	
	7 歯科診療所	
	8 調剤薬局	
	9 訪問看護ステーション	
	10 スーパー・ドラッグストア（店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超）	
少子・超高齢社会に対応した都市機能	11 銀行等	すべての都市機能誘導区域 ※施設整備費に他の補助が導入されている場合は土地取得が条件
	12 介護保険サービス提供施設（通所型又は訪問型の施設であって市で公募を行う施設）	
	13 子育て支援施設（保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、事業所内保育施設）	

※ 対象施設は区域ごとに異なります。

詳細については、市街地整備課（TEL 028-632-2588）までお問い合わせ下さい。

### 3. 都市機能誘導区域の位置図

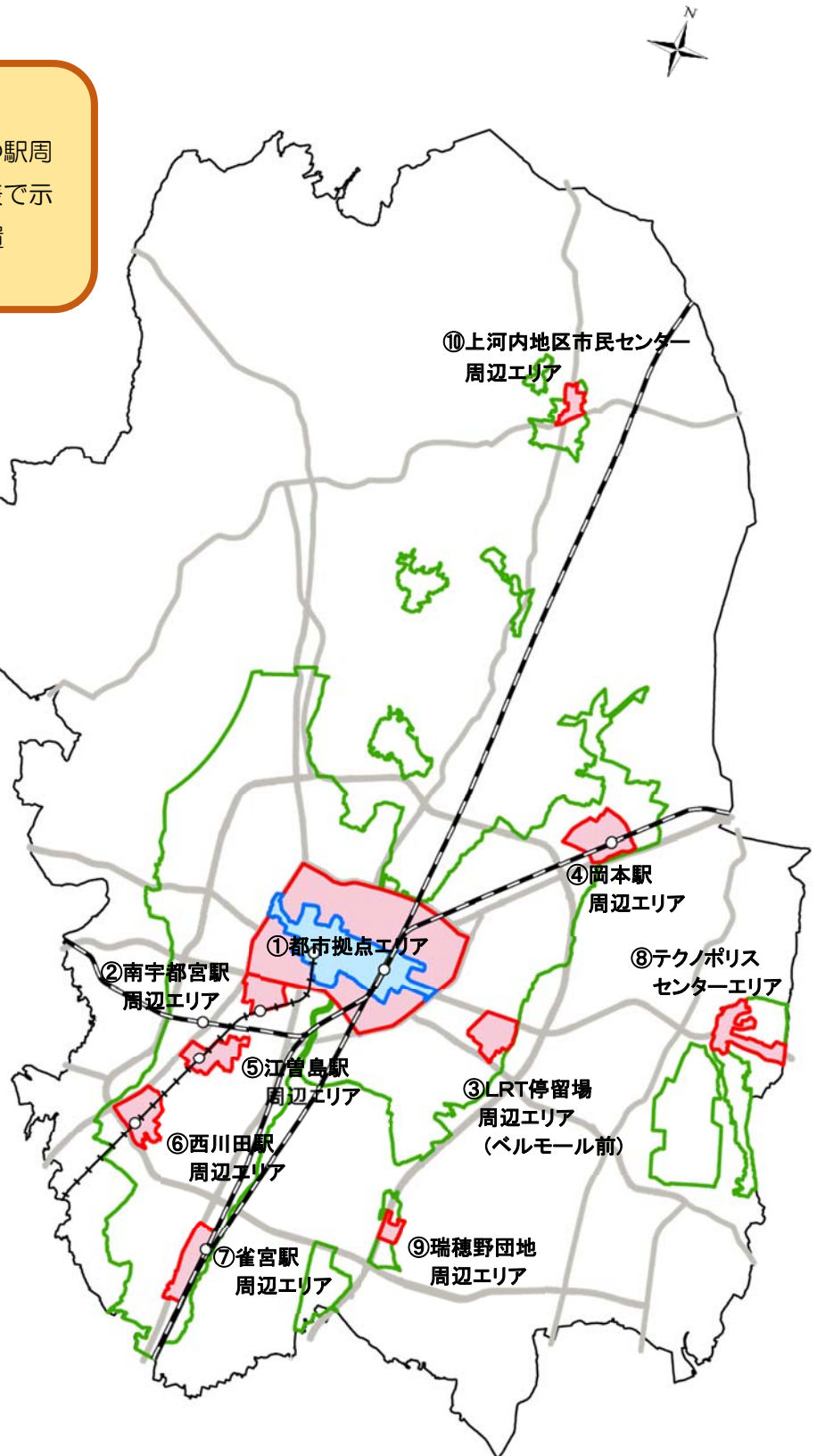
#### 【都市機能誘導区域の考え方】

周辺地域からアクセスしやすい中心部や駅周辺などの公共交通の結節点を含めて、下表で示す市内 **10箇所** に都市機能誘導区域を配置

<span style="color: blue;">■</span>	高次都市機能誘導区域
<span style="color: red;">■</span>	都市機能誘導区域
<span style="color: green;">■</span>	市街化区域

都市機能誘導区域	中心の目安
①都市拠点エリア (内環状線の内側)	中心市街地
②南宇都宮駅 周辺エリア	南宇都宮駅(東武)
③LRT停留場 周辺エリア (ベルモール前)	LRT停留場※ (ベルモール前)
④岡本駅 周辺エリア	岡本駅(JR)
⑤江曾島駅 周辺エリア	江曾島駅(東武)
⑥西川田駅 周辺エリア	西川田駅(東武)
⑦雀宮駅 周辺エリア	雀宮駅(JR)
⑧テクノポリス センターエリア	LRT停留場※ (テクノポリス西)
⑨瑞穂野団地 周辺エリア	新4号国道×みずほの団地 入口交差点付近
⑩上河内地区 市民センター 周辺エリア	上河内地区 市民センター

※ LRT停留場の名称は仮称です。



※ 右上の図面は都市機能誘導区域の概ねの位置・区域を示すものです。  
区域の詳細は市ホームページ（立地適正化計画のページ）でご確認ください。

## 4. 事前協議について

補助金の申請にあたっては以下のとおり事前協議が必要となります。

### ○事前協議手続き

補助対象となる場合は事前協議書に必要な書類を添付して提出して下さい。

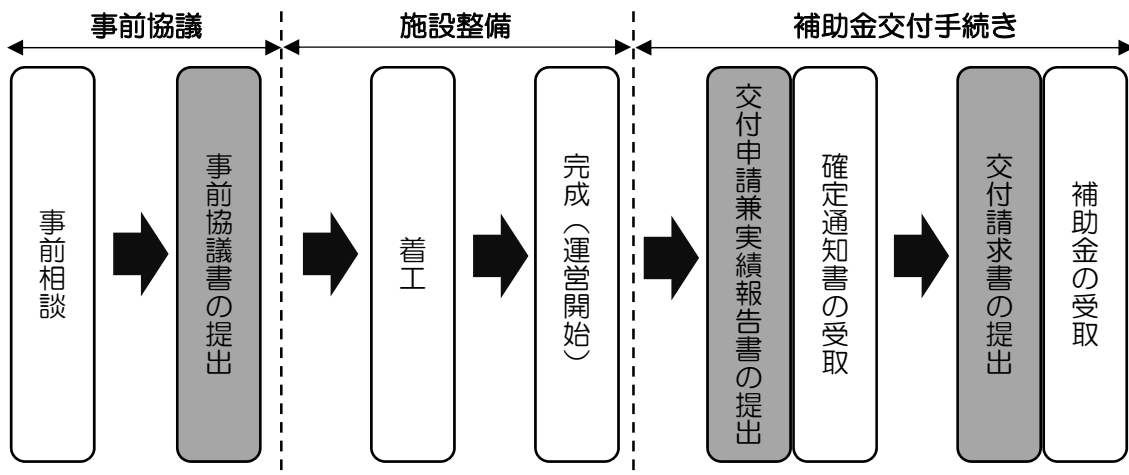
※様式については、市ホームページ（立地適正化計画のページ）からもダウンロードできます。

### ○提出時期

対象施設の着工または取得の1か月前まで

※事前協議書の提出前に事前相談が必要となりますので、お早めにご相談下さい。

### 【手続きフロー】



### （参考）その他の支援策について

#### ○国等が行う支援策（※国土交通省資料より）

立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域内に誘導施設の整備等を行い、一定の条件に該当する場合は、国の税制・金融支援が受けられます。

支援を受ける場合には、民間誘導施設等整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

区分	誘導施策	概要
税制支援	都市再構築に係る税制措置	①誘導区域外から中への事業用資産の買替え特例 ②誘導施設と合わせて整備する公共施設等（広場・緑地、通路等）の固定資産税等の課税標準の特例 ③誘導施設の整備（4階以上の任意再開発）のため土地等を譲渡した場合の特例（所得税・個人住民税への軽減税率の適用等）
金融支援	民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援	①民間事業者（SPC：当該事業に特化した会社）への出資 ②共同施行による金融支援（民都機構が負担した費用を20年以内の長期延払い）

### 【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 市街地整備課 企画グループ（市役所10階）  
 電話番号：028-632-2588 ファクス：028-632-5421  
 メールアドレス：u1212@city.utsunomiya.tochigi.jp